

平成22年6月22日
航空局技術部乗員課

操縦士に対する行政処分等について

本日、下記の事案について行政処分等を行いましたので、お知らせします。

1. スカイマーク株式会社所属の副操縦士（既に退社）及び機長が巡航中の操縦室内で、不適切な行為を行った事案

(1) 概要

- ① 当該副操縦士は、平成21年4月3日SKY603便をはじめ、副操縦士として乗務した計6便において、巡航中の操縦室内で、デジタルカメラによる記念撮影を行った。撮影の際に外部監視を怠った行為は、航空法第71条の2の規定に違反するものである。
- ② 機長Aは、平成21年4月9日SKY707便において、機長Bは、平成22年1月18日SKY502便において、機長Cは、平成22年2月1日SKY726便において、それぞれ、巡航中の操縦室内で、副操縦士からの求めに応じ、デジタルカメラによる記念撮影に加わった。撮影の際に外部監視を怠った行為は、航空法第71条の2の規定に違反するものである。

(2) 処分内容

- | | |
|-----------|------------------|
| 副操縦士（撮影者） | ：航空業務停止60日（行政処分） |
| 機長 A | ：航空業務停止20日（行政処分） |
| 機長 B | ：航空業務停止20日（行政処分） |
| 機長 C | ：航空業務停止20日（行政処分） |

2. スカイマーク株式会社所属の操縦士が航空交通の指示と異なる高度を飛行した事案

(1) 概要

機長及び副操縦士は、平成22年3月11日、新千歳空港発羽田空港行きSKY716便に乗務した際、管制官から阿見上空13,000ft（約4,000m）の指示を受けながら、機器への入力及び確認を怠り、当初の管制指示から高度を逸脱した。

(2) 処分内容

- | | |
|------|-------------|
| 機長 | ：文書注意（行政指導） |
| 副操縦士 | ：文書注意（行政指導） |

問い合わせ先：航空局技術部乗員課
課長補佐 湊（内線50302）
専門官 永尾（内線50312）
代表：03-5253-8111
直通：03-5253-8737